

令和3年8月20日

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

緊急事態宣言中の幼稚園・認定こども園における市型預かり保育事業及び
2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）

令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされましたが、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業（以下「市型預かり保育等」という。）は原則、事業を実施し、引き続きご利用いただいています。

一方で、新型コロナウイルスの感染が急拡大している中で、市内でも新規感染者が急増しており、市内の幼稚園・認定こども園における新型コロナウイルスの感染による休園数も増加傾向にあるため、これまで以上の感染症対策が必要な状況です。

これを踏まえ、本市では、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）まで、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ市型預かり保育等をお休みしていただくことをお願いいたしました。

保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合には市型預かり保育等をお休みいただき、必要最小限での利用をお願いしています。

また、子どもに、発熱に限らず、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられる場合には、市型預かり保育等をお休みするよう、保護者に改めてお願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段の配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等を利用するお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-2085